

① 内閣府

法人名	独立行政法人国立公文書館(平成13年4月1日設立)〈特定〉 (館長:高山 正也)
目的	移管を受けた歴史資料として重要な公文書等(以下「歴史公文書等」という。)を保存し、及び一般の利用に供すること等の事業を行うことにより、歴史公文書等の適切な保存及び利用を図ることを目的とする。
主要業務	1 歴史公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること。2 行政機関からの委託を受けて、行政文書の保存を行うこと。3 歴史公文書等の保存及び利用に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。4 歴史公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言を行うこと。5 歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。6 歴史公文書等の保存及び利用に関する研修を行うこと。7 上記1から6までの業務に附随する業務を行うこと。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会(委員長:上野 俊彦)
分科会名	国立公文書館分科会(分科会長:田辺 国昭)
ホームページ	法人: <a href="http://www.archives.go.jp/">http://www.archives.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/kbindex.html">http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/kbindex.html</a>
中期目標期間	5年間(平成22年4月1日～平成27年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20年度	H21年度	第2期中期目標期間	H22年度	H23年度	H24年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。 4. 府省評価委員会は、中期目標期間の業務の実績について評定を付さない取扱いをしているため、第2期中期目標期間には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化			—				
(1) 民間委託の促進			—				
(2) 業務執行体制の見直し			—				
(3) 受け入れた歴史公文書等の処理状況			—				
(4) 業務の効率化	A+×1 A×1	A×3					
(5) 業務・システム最適化計画	A	A					
(6) 総人件費改革に関する措置	A						
1.業務運営の効率化							
(1) 業務の効率化				A	A	A	
(2) 経費の節減				A	A	A	
(3) 人員配置の見直し				A	A		
(4) 総人件費改革に関する措置				A	A	A	
(5) 随意契約の見直し				A	A	A	
(6) 業務・システムの最適化				A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 体制整備の検討	A			A	A	A	
(2) 歴史公文書等の適切な移管及び保存に向けた行政文書の管理に関する適切な措置				A×6	A×4	A×4 B×1	
(3) 歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置	A×55	A×15	—	A×34	A×35	A×35 B×1	
(4) 研修の実施その他の人材の養成に関する措置				A×10	A×6	A×6	
(5) アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供	A+×2 A×9	A×2	—	A×12	A×14	A×8 B×1	
3.予算、収支計画及び資金計画	A		—	A	A	A	
4.短期借入金の限度額				—	—	—	
5.重要な財産の譲渡等							
6.剰余金の使途	A		—	A	—	—	
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 施設・設備に関する計画				A	A	A	
(2) 人事に関する計画	A		—	A×2	A	A	
(3) 中期目標期間を超える債務負担	A			A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.20)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 公文書管理法の施行2年目を迎え、これまでの活動のノウハウを生かし、行政機関、独立行政法人等から歴史公文書等の適切な受け入れ、内閣府等関係機関への適切な助言、アジア歴史資料センターデータベースの利活用の向上など国立公文書館に求められた課題に積極的かつ適切に取り組み、大きな成果をあげている。その業務水準は世界の先進国に迫りつつあることは十分に評価できる。  
また、東日本大震災により被害を受けた地方公共団体に対する修復支援事業についても、人材育成を中心として適切に取り組んでおり評価できる。

- 内部統制については、館長はリーダーシップを発揮し優先すべき課題を決定し対応した。例えば、公文書の劣化があることを明確にし、これに対応している。これに関連して、今年度は東日本大震災により、被害を受けた地方公共団体の被災公文書等に対する修復支援事業を着実に実施した。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
歴史公文書等の適切な移管及び保存に向けた行政文書の管理に関する適切な措置	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史公文書等の移管及び保存に係る中間書庫業務については、2機関(内閣官房、内閣府)から新たに787冊の委託を受け、平成24年度末の受託文書数は、合計5,201冊となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府パイロット事業から引き継がれた中間書庫業務について、今後の積極的な取組を期待するとともに、対費用効果からの長期的な検討や、運用の在り方等見直しの検討を行うことが期待される。</li> </ul>
歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史公文書等の受入れについては、今後の内閣府と立法府の情報交換等に当たって議題となり得る事項の検討等について、内閣府に対して専門的技術的立場からの助言を行ったが、移管の定めを締結には至らなかった。</li> <li>また、平成24年度においては、民間からの寄贈又は寄託の申出及び受入れを行った歴史公文書等はなかった。なお、問い合わせに対しては、必要に応じて関係諸機関について情報提供するなど対応した。</li> <li>歴史公文書等の利用については、利用頻度が高いと考えられる要審査文書について、速やかに利用に供することができるよう、積極的な審査を行い利用制限区分を見直した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史公文書等の受入れについては、立法府からの歴史公文書等の受入れに向け内閣府への助言を積極的に行うなど取組を期待したい。また、民間の歴史公文書等の寄贈・寄託の受入れについて、民間への情報提供等の周知に努めるとともに、その方法について一段の工夫が望まれる。</li> <li>歴史公文書等の利用については、業務達成度の重要指標である利用者数や閲覧冊数等の増加につなげるため、要審査文書の利用制限区分の処理件数の見直しを行うことも考えられるのではないかと。</li> </ul>
アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>アジア歴史資料センターの利活用の促進のため、ホームページのリンク網の拡充や資料の横断検索先の拡大等に向けた準備作業を行った。この結果、琉球大学付属図書館との連携による情報提供を平成25年5月に開始することになった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アジア歴史資料のデータベースの有用性は高く評価されてきたが、情報技術の進展にともない新たな利用サービスを向上させることが望まれる。</li> <li>当該データベースの利用者の利便性にもつなげるよう外務省外交史料館、防衛省防衛研究所との関係を強化すべきではないか。また、データを自ら収集できないアジア歴史資料センターとしては、国の関係機関に対して資料の提供を積極的に呼び掛ける必要があるのではないかと。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16) (個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人国民生活センター(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:松本 恒雄)
目的	国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施することを目的とする。
主要業務	1 国民に対して国民生活の改善に関する情報を提供すること。2 国民生活に関する国民からの苦情、問合せ等に対して必要な情報を提供すること。3 上記1及び2に掲げる業務に類する業務を行う行政庁、団体等の依頼に応じて国民生活に関する情報を提供すること。4 国民生活の実情及び動向に関する総合的な調査研究を行うこと。5 国民生活に関する情報を収集すること。6 重要消費者紛争の解決を図ること。7 上記1から6の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会(委員長:上野 俊彦)
分科会名	国民生活センター分科会(分科会長:升田 純)
ホームページ	法人: <a href="http://www.kokusen.go.jp/">http://www.kokusen.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/ksindex.html">http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/ksindex.html</a>
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	第2期中期目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。 4. 府省評価委員会は、中期目標期間の業務の実績について評定を付さない取扱いをしているため、第2期中期目標期間には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 一般管理費及び業務経費	A	A	A	A	A×2	—	
(2) 人件費	A	A	A	A	A	—	
(3) 給与水準	A	A	A	A	A	—	
(4) 随意契約の見直し	A	A	A	A	A	—	
(5) 保有資産の有効活用	A	A×2	A×2	A	—	—	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 消費生活情報の収集等	A×9	A×9 B×2	A×8 C×1	A×8	A×8	—	
(2) 国民への情報提供の強化	A×12	A×10	A×10	A×10	A×10	—	
(3) 苦情相談の充実・強化	A×5	A×5	A×5	A×5	A×5	—	
(4) 裁判外紛争解決手続の実施	A	A	A	A	A	—	
(5) 関係機関との連携	A×8	A×10	A×10	A×11	A×13	—	
(6) 研修充実	A×8	A×7	A×7	A×8	A×8	—	
(7) 商品テストの強化	A×7	A×7	A×7	A×7	A×7	—	
(8) 中核機関としての役割強化	A	A	A	—	—	—	
(9) 地方公共団体に対する支援		A	A	A	A	—	
3.予算	A	A	A	A	A	—	
4.短期借入金の限度額							
5.不要財産の処分に関する計画				A		—	
6.重要な財産の処分等に関する計画							
7.剰余金の使途							
8.その他内閣府令で定める業務運営に関する事項							
(1) 施設・設備に関する計画	A					—	
(2) 人事に関する計画	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	—	
(3) 中期目標期間を超える債務負担	A	A	A	A	A	—	
(4) 積立金の処分に関する事項							

2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.20)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 消費者庁の設立に伴い、センターは、国民生活の安定及び向上に寄与するため、国、地方公共団体及び関係機関等と緊密に連携しつつ、国民生活に関する情報ネットワークの中核的機関として改めて位置付けられたところであり、その業務について質の向上を図りつつ、効率的かつ効果的に実施していくことが求められる。平成24年度は効率化・合理化を進めながら、その要請にこたえるべく計画に即して業務を遂行したものと認められる。
- 業務運営の効率化については、センターの重要な役割を果たしつつ、一般管理費(人件費を除く)、業務経費、人件費の削減に努めている。なお、常勤職員による更なる業務の効率化を図りつつ、非常勤職員等は真に必要な業務に限定し、最広義人件費の抑制に努めることを期待する。
- 消費生活情報の収集・分析・提供については、PIO-NETの刷新に向けて、検討会の中間報告に基づき、刷新に向けた作業の一環として、現行のPIO-NETに係る業務・システム分析業務を実施し、実施結果報告書を取りまとめ、見直し方針(案)を作成するなど、適切に刷新に関する作業を実施したと認められる。
- 国民への情報提供については、報道機関等を通じた情報提供に積極的に取り組み、記者説明会については目標件数を上回る実績を達成した。事業者名を含めた情報提供に適切に取り組み、消費者保護、被害の拡大防止に寄与した。
- 苦情相談の充実・強化については、職員及び消費生活相談員で構成する4分野の専門チームを設置し、弁護士等の専門家へのヒアリングや相談事例の研究会を行ったほか、経由相談の移送・共同処理等や直接的な相談においてはあっせんの充実に取り組むとともに、消費生活センターの支援として、話し中の相談窓口をバックアップする「平日バックアップ相談」や「土日祝日

相談」を適切に実施したと認められる。

- 裁判外紛争解決手続の実施については、国民生活センター法施行規則所定の目標値である4ヶ月以内において和解仲介手続を実施するなど、重要消費者紛争の適正・迅速な解決のために適切に実施したと認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
消費生活情報の収集・分析・提供	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 消費者庁にて開催されていた「PIO-NET刷新に関する検討会」の中間報告を受け、定量的データを含めた現状の姿を可視化し、現行の相談業務及びシステムが抱えている課題点並びにその原因、解決策を明らかにするための調査分析を実施した。3月末に実施結果報告書を取りまとめ、見直し方針(案)を作成した。</li> <li>など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「PIO-NET刷新に関する検討会」の中間報告に基づき、刷新に向けた作業の一環として、現行の相談業務及びシステムが抱えている課題点並びにその原因、解決策を明らかにするための調査分析を実施した。3月末に同分析に基づく実施結果報告書を取りまとめ、見直し方針(案)を作成した。</li> <li>など</li> </ul>
国民への情報提供の強化	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平成24年度においては、記者説明会を機動的に16回、ホームページまたはFAX公表を16回開催し、目標の50件を大幅に上回る78件の情報提供を行った。</li> <li>• 消費者トラブルが著しく増加している事案や、重大な被害が生じている緊急案件については、迅速な公表に努めており、PIO-NET情報等が端緒の公表案件(商品テスト事案を除く)33件のうち、20件については、事案の選定から1ヶ月以内に公表している。</li> <li>など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 報道機関を通じた情報提供に積極的に取り組み、目標の50件を上回る実績を達成した。</li> <li>• 消費者トラブルが著しく増加している事案や、重大な被害が生じている緊急案件については、迅速な公表に努めており、PIO-NET情報等が端緒の公表案件(商品テスト事案を除く)33件のうち、20件については、事案の選定から1ヶ月以内に公表している。</li> <li>など</li> </ul>
苦情相談の充実・強化	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 職員及び消費生活相談員で構成する4分野の専門チームを設け、弁護士、医師をはじめ外部の専門家からのヒアリングや相談事例の研究会を行ったほか、経由相談の移送・共同処理等や直接的な相談ではあつせんの充実に取り組み、消費者被害の未然防止・拡大防止のため消費者への注意喚起、関係機関への情報提供、要望(政策的意見書提出)等を行った。</li> <li>など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 職員及び消費生活相談員で構成する4分野の専門チームを設置し、弁護士等の専門家へのヒアリングや相談事例の研究会を行ったほか、経由相談の移送・共同処理等や直接的な相談においてはあつせんの充実に取り組み、消費者被害の未然防止・拡大防止のために消費者への注意喚起、関係機関への情報提供、要望等を行った。</li> <li>など</li> </ul>
裁判外紛争解決手続の実施	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の未然防止のために、紛争解決委員会において、重要消費者紛争に関し和解仲介手続を実施し、終了した事案の手続の結果概要の公表等を行った。</li> <li>など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 独立行政法人国民生活センター法の精神を踏まえ、中立・公正な立場から紛争解決に取り組むことができるよう、事務局として適切にサポートした。なお、申請から手続終了までの平均所要日数は102.2日であり、国民生活センター法施行規則所定の目標値である4ヶ月以内において和解仲介手続を実施した。</li> <li>など</li> </ul>
研修の充実	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 開催した研修コース数は計82コースとなった。このうち、地方公共団体の職員および地方公共団体等の消費生活相談員を対象とした研修は75コースであり、全体の91%を占めた。</li> <li>など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地方公共団体職員・消費生活相談員向け各種研修への重点化を図り、研修全体の91%を占めることとなった。</li> <li>など</li> </ul>
商品テストの強化	2(7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 263件のテストを実施し、消費者被害の未然防止・拡大防止のために34件の情報提供を行った。このうち、10件については、消費者に対して商品の購入や使用上の注意などのアドバイスをを行うとともに、行政に対して商品の必要性を消費者に広く周知・啓発することや事業者への指導を要望し、業界団体・事業者に対しては、商品の安全性や品質・機能、表示等の改善を要望した。</li> <li>など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 263件のテストを実施し、その中から消費者被害の未然防止・拡大防止のために34件の情報提供を行った。このうち、10件については、消費者に対して商品の購入や使用上の注意などのアドバイスをを行うとともに、行政に対して商品の必要性を消費者に広く周知・啓発することや事業者への指導を要望し、業界団体・事業者に対しては、商品の安全性や品質・機能、表示等の改善を要望した。また、各地の消費生活センターにおける苦情相談解決のためのテストのうち、解決が図られ製品改善が行われる等の成果があった24件について情報提供を行った。</li> <li>など</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし。

法人名	独立行政法人北方領土問題対策協会(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:荒川 研)
目的	北方領土問題等についての国民世論の啓発、北方四島交流事業及び調査研究を行うとともに、北方地域に生活の本拠を有していた者に対し援護を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図ること及び北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律に基づき、北方地域旧漁業権者等その他の者に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通することにより、これらの者の事業の経営と生活の安定を図ることを目的とする。
主要業務	1 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、定期刊行物その他の印刷物の発行、講演会、講習会、展示会等の開催その他の方法により、国民世論の啓発を行うこと。2 北方領土問題等の解決のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)第二条第四項に規定する交流等事業(同項第一号に掲げるものに限る。)を実施すること。3 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について調査研究を行うこと。4 昭和20年8月15日において北方地域に生活の本拠を有していた者及びその者の子で同日後北方地域において出生したの者に対し必要な援護を行うこと。5 1～4に掲げる業務に附随する業務を行うこと。6 北方地域旧漁業権者等法第4条に規定する業務(貸付業務という。)を行うこと。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会(委員長:上野 俊彦)
分科会名	北方領土問題対策協会分科会(分科会長:上野 俊彦)
ホームページ	法人: <a href="http://www.hoppou.go.jp/">http://www.hoppou.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/hindex.html">http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/hindex.html</a>
中期目標期間	5年(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	第2期中期目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価及び中期目標期間の業務実績について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価及び第2期中期目標期間には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A×7	A×6	A×6			—	
(1) 一般管理費の削減状況				A	A		
(2) 業務経費の削減状況				A	A		
(3) 能力向上の内容・方法							
(4) 役職員の給与水準見直し				A	A		
(5) 主たる事務所の移転							
(6) 随意契約の適正化				A	A		
(7) 内部統制・ガバナンスの強化				A	A		
(8) 財務内容等の一層の透明化の確保				A	A		
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上						—	
(1) 国民世論の啓発に関する事項	A×9	A×11	A×12	A×12	A×13		
(2) 北方四島との交流事業	A×3 B×1	A×4	A×4	A×4	A×4		
(3) 北方領土問題等に関する調査研究	A	A	A	A	A		
(4) 元島民等の援護	A×3	A×3	A×3	A×3	A×3		
(5) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業	A×4	A×4	A×5	A×6	A×5		
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	—	
4.短期借入金の限度額							
(1) 一般業務勘定							
(2) 貸付業務勘定	A	A	A	A	A	—	
5.重要な財産の譲渡等	A	A	A	A	A	—	
6.剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 施設及び設備に関する計画	—	A	A	A	—	—	
(2) 人事に関する計画	A×2	A	A	A	A	—	

2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.20)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 全体として順調に業務が進捗していると評価できる。
- 長期化を余儀なくされている日露間の平和条約締結交渉と、元島民の高齢化・減少が進むという厳しい外部環境の中にあつて、少ない要員ながら計画に沿った事業の推進及び事後アンケートによりその効果を把握し、翌年度事業に反映するなど総合的に適切に行われている。また、若い世代に対する効果的な啓発活動の取組として、例えば、啓発イベントにおいて北方領土問題啓発キャラクターである「エリカちゃん」の着ぐるみを登場させ、北方領土に対する若年層の関心を高めるよう工夫した。さらに、平成25年4月からのSNSの活用に向けて、北方領土問題がより身近な問題として認識されるための工夫をしたと認められる。北方領土問題について、広く国民に周知されるよう、一層の取組を期待したい。
- また、コスト削減を考慮した効率化に向けた努力も図られており、内部統制については、審査機関を設置するなどして強化に取り組んでいる。
- 融資事業についても、制度の周知、関係金融機関との連携強化、リスク管理債権の縮減等にも努めており、全体として順調に業

務が進捗していると評価できる。引き続き取組を進めていただきたい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等																		
業務運営の効率化 (内部統制・ガバナンスの強化)	1(7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「コンプライアンス規程」をはじめとする各種規程を整備し、その他関係法令及び内部規程と合わせて、日々の業務において法令遵守を徹底するよう、連絡会議等の場において、職員に注意喚起を行った。</li> <li>理事長は、コンプライアンス規程に基づき、内部統制の現状について、定期的に報告を受けている。また、外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催し、協会のコンプライアンスの状況などについて意見を伺い、現状の適正把握に努めているとの評価をいただいている。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織にとって重要な情報等の適時的確な把握及び法人のミッション等の役員への周知徹底に関しては、適切にコミュニケーションを図り、相互にチェックする体制を設けることによって、内部統制の充実・強化に努めているほか、小規模な組織であることを活かして、全ての職員(17名)が各職員の業務内容を把握することで、ガバナンスの強化を図っていると認められる。</li> <li>「コンプライアンス規程」を始めとする各種規程を整備し、外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスの推進を図るなど、内部統制・ガバナンス強化に向けた着実な努力が認められる。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>																		
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(国民世論の啓発に関する事項)	2(1)	<p>○ 支援実績</p> <table border="0"> <tr> <td>・県民大会</td> <td>34回</td> <td>21,177千円</td> </tr> <tr> <td>・研修会・講演会</td> <td>21回</td> <td>4,384千円</td> </tr> <tr> <td>・キャラバン・署名活動等</td> <td>40回</td> <td>10,598千円</td> </tr> <tr> <td>・パネル展</td> <td>40回</td> <td>2,754千円</td> </tr> <tr> <td>・北連協等が行う啓発事業</td> <td>13回</td> <td>25,368千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td>148回</td> <td>64,281千円</td> </tr> </table> <p>○ わかりやすい情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>啓発パンフレット・文具等を作成し、全国各地で行われる各種啓発事業等において配布した。</li> <li>協会ホームページにおいて、実施した事業実績を新たに動画コンテンツとして分かりやすく発信したほか、協会の活動を多くの若者に知ってもらうための新しい取組としてSNS(Facebook・Twitter)を活用した広報の立ち上げ準備を行った。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	・県民大会	34回	21,177千円	・研修会・講演会	21回	4,384千円	・キャラバン・署名活動等	40回	10,598千円	・パネル展	40回	2,754千円	・北連協等が行う啓発事業	13回	25,368千円	合 計	148回	64,281千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>北方領土返還要求運動の推進については、北方領土返還要求運動都道府県民会議等が実施する事業に対し、計画的かつ着実に支援事業を行っている。</li> <li>わかりやすい情報の提供については、啓発パンフレットの作成、動画コンテンツの作成など、内容の充実や既存コンテンツの迅速な更新等が図られるなど工夫と努力が認められる。その他、北方領土問題がより身近な問題として認識されるための工夫として、また、協会の活動を多くの若者に知ってもらうための新しい取組としてイメージ・キャラクター「エリカちゃん」によるSNSを活用した広報の立ち上げ準備を行うなど、インターネットを活用した積極的な情報発信のための努力が認められる。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
・県民大会	34回	21,177千円																			
・研修会・講演会	21回	4,384千円																			
・キャラバン・署名活動等	40回	10,598千円																			
・パネル展	40回	2,754千円																			
・北連協等が行う啓発事業	13回	25,368千円																			
合 計	148回	64,281千円																			
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(北方四島との交流事業)		<ul style="list-style-type: none"> <li>[協会主催] 一般訪問2回、後継者1回、青少年1回の計4回の訪問を計画し、全て予定通り実施した。</li> <li>[道推進委員会主催] 一般訪問3回、後継者2回、青少年1回の計6回の訪問を計画し、一般訪問が1回悪天候のため中止となったが、残りは全て予定通り実施した。</li> <li>全ての訪問事業でアンケートを実施し参加者からの意見を収集しており、その結果は、両実施団体で集約、整理・保存し、次年度の事業計画を策定する際の参考としている。なお、受入事業においてもロシア人訪問団に対するアンケートを実施しており、ほぼすべての団員から事業に対して満足しており、今後ともびざなし交流の継続を望んでいるとの回答を得ているが、結果については、内容の分析を行い、事業の更なる充実のための参考として活用している。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流については、相互理解を深めるという目的に沿って計画通り実施されており、国民世論の啓発や返還要求運動の活性化に寄与する役割も果たしていると認められる。また、ロシア人訪問団に対するアンケートの実施などによる交流事業の更なる発展への努力や、実施方法の見直しを通じて参加者から一部経費の利用負担を求める取組が図られていると認められる。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>																		
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(北方地域旧漁業権者等に対する融資事業)	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>24年度末のリスク管理債権比率は1.93%で、計画の2.99%以下を達成した。(リスク管理債権比率の推移)</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>(H20)</td> <td>(H21)</td> <td>(H22)</td> <td>(H23)</td> <td>(H24)</td> </tr> <tr> <td>2.65%</td> <td>1.95%</td> <td>2.04%</td> <td>1.92%</td> <td>1.93%</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">など</p>	(H20)	(H21)	(H22)	(H23)	(H24)	2.65%	1.95%	2.04%	1.92%	1.93%	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスク管理債権の適正な管理については、リスク管理債権比率は1.93%であり、計画の2.99%以下を達成しており、適切に行われていると認められる。今後とも、リスク管理には十分な注意を払っていただきたい。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>								
(H20)	(H21)	(H22)	(H23)	(H24)																	
2.65%	1.95%	2.04%	1.92%	1.93%																	

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- ・ 該当なし。

